

令和4年度 第4回公契約条例検討委員会議事録（要旨）

1 開催日時

令和4年10月14日（金）13時30分から15時15分まで

2 開催場所

第二応接室（本庁舎4階）

3 出席委員

高野尾三穂委員、山本綾子委員、木下信幸委員、山口尚徳委員、大池太士委員、伊藤浩一委員

4 欠席委員

中野嘉勝委員、板倉章委員

5 事務局出席者

向井契約管財課長、鳥井課長補佐

6 会議要旨

（事務局）

ただいまから令和4年度第4回松本市公契約条例検討委員会を開会する。

（委員長あいさつ）

先月に引き続き今年度4回目の会議になる。前回の検討会議において、本市の公契約条例については、賃金条項は見送り、理念型として具体的な条文に入っていくという形で集約した。今回は、事務局の方で理念型としての案を作成しているので、いくつかのポイントについて議論をお願いしたい。

それでは議事、「1 契約条例の素案」について、事務局から説明を願いたい。

（事務局）

この公契約条例検討委員会については、これまで、昨年度5回、今年度3回目の会議を重ねる中で、前回、条例に関する大きな方向性を出していただいたと思っている。

この会議、年5回の開催を予定しているので、予定では、今回を含め、あと2回ということになる。今回は、ポイントとなる点、特に、労働環境報告書の提出を求める範囲と、その書式について、意見等をいただきたいと思っている。それでは、始めに、「松本市公契約条例（素案）」についての説明に入る。

配布資料、「①松本市公契約基本条例（素案）」、「②松本市公契約基本条例施行規則（素案）」に基づき、一括して説明

[説明内容は省略]

(委員長)

ただいまの説明に対し、質問、意見がある方は願いたい。

(委員)

条例のタイトルについては、「基本条例」と基本が入らない「条例」とあるが、違いに何か意味があるのか。

(事務局)

もともとは、野田市が公契約条例を制定した時には、賃金型というところで、当時は賃金条項があるものが、「公契約条例」という認識が一般的にある。賃金条項がない条例は、「基本条例」としている自治体が多いこともあり、松本市の条例名を「公契約条例」ということでも全く問題はない。

(委員)

「指名停止」というのは、どういう意味か。

(事務局)

一般的には、契約後に、事業者側の都合により契約を解除する場合や、入札等で落札したが、その後契約を締結しない場合などで、そういった場合は、一定期間入札に参加できないという措置になる。

(委員)

随意契約でもそうなのか。

(事務局)

随意契約も対象になりするため、一定期間は契約できないということになる。例外として、随意契約に関しては、その業者でなければ業務ができないなどで、認められる場合には、指名停止措置は適用しないこととしている。

(委員)

理念型の条例案ということだが、現在、松本市で報告書の提出を求めていることはあるのか。

(事務局)

制度としてないので、現在はない。

(委員)

条例案では、労働環境報告書を入れるという話になっているが、入れないという意見でもいいか。

(事務局)

労働環境報告書については、市長からも、労働環境の確保、法令遵守については、特に力を入れて、今回条例を作っていくという考えもあるので、この部分については入れていくことで、市としては考えている。

(委員)

私が思うのは、「受注者の責務」のところで、「法令遵守を守りなさい」という記載が

あるため、労働環境報告書という形ではなく、例えば、誓約書1枚を提出するだけにし、その後何か問題があれば、市で指導に入るということなので、私としては、非常にこの部分が煩わしきを感じる。

(事務局)

最低賃金の確保や法令遵守については、これまでは対応していなかった部分だが、市として、しっかり責任を持って対応していくという方針であるので、そのためには、労働環境を事業者の皆さんが自らチェックしていただいて、小さいところも含めて、遵守する意識を高めることが大事だと思っているので、市としては、労働環境報告書は有効な手段だと考えているところである。

(委員)

私の理解としては、前回の第3回の検討会で、労働環境報告書を入れるということで了解されているという認識している。その件については、市長の話も含めて、前回議論していることだと思う。

(委員)

労働環境報告書はあった方がいいという話だが、今回の条例案を議論するにあたっては、労働環境報告書を前提としたものだという認識はしていなかった。

(委員)

前回、私は欠席してしまい、後日、前回の議事録を送っていただいた。

市長の意向を見て、一番感じたことは、今回の条例を作るに際しては、労働環境がメインとして、しっかり労働環境を整備してもらいたいということで、条例を作るという、市長の考えが一番なのかなというように認識している。

(委員)

それは、私も理解している。労働環境を改善するために、「労働環境報告書の提出だけで改善に繋がるのか」ということである。当然、法律に則って我々はやっていけないといけないが、この条例案の第5条の、「受注者等の責務」のところに、法令遵守のことが書いてあるので、必ず、「誓約する」ということだけで足りると私は思っている。

そのため、労働環境報告書の提出を前提に進めていくことには、私としては、まだ納得していない。

(委員)

もちろん誓約してもらおうということは一番だと思うが、先ほどの話のように、労働環境は、多岐に渡ってすごい問題になっているところを、受注者の方にチェックしていただいて、自己チェックであるので、意識付けとして行う意味はあると思う。しっかりやらなければいけないというものが、今までは書面も何もなかったというところから、一歩進んでいけないといけないのかなと思っている。私は、市長の意見を見て、そういうことなのかと理解している。

(委員)

長野市の場合は、チェックシート方式で事業者を求める形になっているのか。

(事務局)

その通り。

(委員長)

今回の資料のとおり、条例案の項目、構成で進めて良いかどうかというところを審議する中で、第7条の、「労働環境報告書」については、それを前提に進めていくべきではないという意見を伺った。この公契約条例の適用範囲をどこに設定するのかという部分で、提出するべきところが限定されるというところと、報告書の項目について、どういう内容にするのかというところでも、工夫の余地があると思うので、その部分の議論を進めていく中で検討するというところでも良いか。

(委員)

問題ない。

(委員長)

それであれば、条例の項目と構成については、概ねこの条例案のとおりとして、労働環境報告書については、今後検討していくという前提で進めていくということで良いか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、議題の2、「特定公契約の適用範囲について」、事務局から説明を願いたい。

(事務局)

資料の説明前に補足だが、先程の基本条例施行規則（素案）の第2条（特定公契約）の中で、予定価格1億円以上の工事請負契約、1,000万円以上の業務委託契約のうち、清掃、警備等といった人的な要素が非常に高い業務に限る。あと1億円以上の指定管理とあるが、この部分は仮としているだけなので、金額的なところについては、このあと説明する資料と合わせて、意見いただければと思っている。

配布資料1及び資料2に基づき、一括して説明

[説明内容は省略]

(委員長)

ただいまの説明に対して、質問、意見等がある方は願いたい。

(委員)

そもそもだが、設計金額で対象のものを決めるという前提なのか。

(事務局)

どの自治体もそうだが、工事、コンサル、委託などの場合は、入札の前の段階で、あらかじめ適用金額を決めていることから設計金額としている。指定管理の場合であると、年間の支出見込額にしている自治体もある。

契約金額だと、入札によって設計金額よりも低くなる可能性があるため、市としては、契約金額よりも当初設計した金額の方が妥当性はあるという考え方である。

(委員長)

基本的なことだが、設計金額と予定価格は同じ額ということか。

(事務局)

原則的には同じ金額になる。

(事務局)

先程の資料1だが、27の自治体を見ると、町が混ざっていたりするので、市町村の規模が違うということもあり、一概に同規模の自治体ではないということがある。例えば、尼崎市、北上市、岡崎市、八戸市、豊田市は1億5,000万円としていて、議会の議決を要する金額が1億5,000万円であるので、理解は得やすいのかと思う。

(委員)

どこの自治体が松本市と同じ規模に近いのか。

(事務局)

分かる範囲で言うと、松本市は24万人で、北上市は9万人、川崎市は38万人、西尾市は17万人、京都市は140万人、長野市は36万人というところである。

先程の説明と重複するが、市長の意見としては、労働環境はサービス業の方が問題だという認識でいるので、そういった意味でも、工事は、1億円とするのか、1億5,000万円とするのかという議論があるとしても、委託については、1,000万円基準だと、清掃2件、警備1件しか対象にならないということになると、市長が言っていることと、条例の中身が違うということになるので、委託の基準はかなり下げざるを得ないのかと事務局では思っている。基準を下げると、当然、件数が増えるので、項目として業種が並んでいるが、あまり多くすると管理上、しっかりとしたチェックがなされなということが想定される。どのラインに設定するのかは、規則で定めることになっているので、市長決裁で変更が可能である。そのことから、初めから、「幅広い金額」、「幅広い項目」というのは難しいのかと思っている。

(委員)

私の意見だが、今の話のとおり、金額的には下げていただいて、項目については、長野市のように、すべての業務を適用した方が良いと思う。

(委員)

基本的なところだが、1件あたりの契約期間というのは、どの程度の期間か。

(事務局)

基本的には1年だが、清掃、警備、施設管理といったところは、3年又は5年の長期継続契約としている案件もある。

(委員)

そうすると、資料に書かれている設計金額は、3年分の金額ということか。

(事務局)

資料の記載金額は、1年分としている。

(委員長)

3年契約については、仮にこの条例に当てはめた場合には、労働環境報告書を契約し

た時に出してもらって、変更がある時に再度出してもらおう形ということになるのか。

(事務局)

仮に、最低賃金で働いているとした場合は、年度途中で最低賃金がアップしたとする。それであると、労働条件の賃金の部分が変わるので、変更という扱いで、再提出の対象になる。そこで出されたもので再度チェックするというような形を考えている。チェックした結果、上がる前の賃金だった場合には、市が指導までできるというイメージでいる。

(委員)

施行規則第2条の第2項の中に、「年間を通して行われる」というのは、短期間で行われるイベントのような大きいものは、対象にならないということか。

(事務局)

人件費割合が高いものを想定しているので、短期間で大きいものは、人件費以外の部分が非常に高いので、優先順位としては、最低賃金で働いている方の部分を、まずは見ていかなければいけないという考え方である。

(委員)

1つの契約期間は短く、働く場所が違うだけで、切れ目なく働いているというようなものはどうなるのか。

(事務局)

例えば、除草委託などの契約は、年間を通して、除草する場所が複数あるような場合は、仕様の中で時期と場所を指定して、一括して契約を結んでいる。工事の場合は、場所が変われば、契約は別扱いにしているが、委託に関しては、一括して契約しているものが多いということである。

(委員)

資料2の契約件数は、同じ事業所が複数の契約を取っているということはあるのか。

(事務局)

そのとおり。特に清掃などが該当する。

(委員)

その事業所数は分かるか。

(事務局)

清掃であると、市の仕事を同じ事業所が9件取っていたというケースはある。一般的に、市の施設数も多いので、一つの事業者が複数の契約を結んでいるケースは多くある。

(事務局)

教えていただきたいのだが、業務委託は下請けが入るということは、ほとんど無いが、建設業に関しては、通常下請けが幾つか入るという中で、土木工事と建築工事とでは、下請けの数というものは、どの程度違うものなのか。

(委員)

土木の場合は、着工から竣工まで、同じ業者で終わるケースが多い。工種によっては

2次、3次まで下請けを入れる事もあるが、基本的には1次下請けがほとんどである。集中的な工事が重なってしまうような場合は、複数の業者に出さざるを得ないため、必然的に下請けの数が多くなってしまいうことはあり得る。

(委員)

松本市の公契約で働いている労働者の環境を守るところからすると、私としては、「金額基準は設定せずに、工事すべてに適用すべき」だと思っている。金額基準に根拠というものが全く無いし、すべての工事、委託等の公契約に対して、市長が言う、「労働環境の改善に繋げる」という話にならないと思うので、環境の改善を図るとしたら、すべての公契約を対象にするべきだと思う。

(委員)

私も同意見である。最初に金額で分けるということに違和感があって、金額の大きいものだけに絞るという分け方で良いのかという話もあるし、根本的なところは、今の松本市で行っている指定管理のような、どんなに大きいところも小さいところも労働者の方というのは一緒なので、金額の規模に関係なく労働者がいるところには全部チェックするという事だと思っている。報告書のチェックについては、チェック自体は簡単に見ることができるが、一人の職員がすべての様式が違う書類を見るということになると、かなり時間がかかるので、その点は大変だが、報告書チェックの部分だけ分けて他の職員に見てもらえるなどの工夫をすれば可能なかと思う。結論を言うと、すべてのところに入れたいと思っている。

(委員長)

公契約条例自体は、すべての公契約が対象になっているけど、問題なのは、特定公契約に縛りを掛けようとしているのが、労働環境報告書を出すことを限定するのかわからないのかというところが実質的な部分だと思うが、すべてのところに労働環境報告書を出していただいた方が良いという、委員からの意見があった。やはり問題は、労働環境報告書をどういうものにするのかによって、「負担がどうなるのか」、「チェックがしやすいのか」というところが変わってくるのかと思う。この内容をどうするのかというところの議論と絡めていくのはどうか。

(事務局)

例えば、チェックして意識を高めてもらうことを目的とするのであれば、業務委託に関しては、契約書を出す時に合わせて報告書を出してもらうこと自体、不可能ではないと考える。工事に関しては、重曹的な構造があるので、対象となる数も増えるというところで、他の自治体も仕組みとしては同じであるが、元請けが取りまとめて出す形であるため、膨大な事務量が出てきてしまう可能性がある。工事に関しては非常に負担感が大きいということが懸念される場所である。

(委員)

基本的には工事が違っても労働者に支払われる賃金は一緒ということで良いか。

(委員)

月給であれば、基本給の部分は一緒だが、賞与等については、会社の経営を判断する中で決めているので、それぞれ会社によって違ってくると思う。

(委員)

例えば、ある業者が、一つの工事の下請けになっていて、また違う現場の下請けになっているというように、同じ会社が複数の工事を請け負った場合でも、それぞれの現場ごとに労働条件報告書を提出してもらったとして、そこに書かれている「会社の最低賃金」は同じということになると思うが、実際はどうか。

(委員)

同じ人であれば同じ金額になる。

(委員)

会社として、「最低賃金は守る」と決めているのであれば、必ずどんな人でもクリアされているということになるので、その会社の最低賃金というのは、絶対その金額が出てくるということになる。そうすると、件数的には、複数の工事を請け負っていたとしても、会社として1度提出すれば済むのではないかということである。

(委員)

仮に、工事が200件あったとして、平均的に5者の下請けが付いているとした場合は、全部で1,000件になるので、その数の報告書を松本市に提出することになる。

(委員)

今の話のように工事毎に提出させるとするのか、それとも、私の感覚では、会社毎ということでも良いのではないかと考えている。

(委員)

例えば、年間10本の工事を取ったとした場合は、その内の1本を対象にして提出するという形ということか。

(委員)

その通り。やはり給料を決めているのは会社であるので、会社として一番低い賃金が最低賃金を超えているのかどうかをチェックするだけで良いのかと思う。あえて工事毎にチェックする必要はないと思う。

(委員)

全部を出すとなると発注者側も受注者側も大変になる。今現在でも工事に関しては、着工から竣工するまでの提出書類が多いため、全体的には、負担を少なくするような考え方を前提にしていきたいと思っている。

(委員長)

労働環境報告書の内容も見の中で、特定公契約の適用範囲を決める方が現実的に考えられると思うので、事務局から労働環境報告書の説明を願いたい。

(事務局)

配布資料3、資料4、資料5に基づき、一括して説明

[説明内容は省略]

(委員長)

ただいまの説明に対して、質問、意見等がある方は願いたい。

(委員)

概ね、この内容で良いと思う。一点だけ言わせていただくと、就業規則の関係であるが、最終改定日の調査だけは、しっかり調査していただきたいと思っている。実は、就業規則を改正していない事例がたくさんある。現在、国が進めている「働き方改革」が、来年の4月ごろにほぼ終わる中で、そこへの対応をしてきたのかどうかというところを、是非入れていただきたいと思っている。

(委員)

B案の労働賃金チェックシートの下に「最低賃金単価について」とあるが、これはどこからか持ってきた内容なのか。

(事務局)

他の自治体で使用しているものを参考にしている。

(委員)

「企業内最低賃金協定」というのもがあれば、一発で終わるのであるが、持っているところはかなり少ない。

(委員)

このB案は、細かくて少し大変なのであるが、時給単価でなくても日給単価でも良いと思う。概ね、最低賃金は時間で割ればわかるので、そこまで書いてもらわなくても良いのかと思う。少し気になったところは、「最低労働賃金単価」という取り決めのようなものがあるかと思っていて、この中に賞与等を含めて記入する形をとっているのか、そういうものなのかと思っていた。

(委員)

確かに、我々からすると異質に見える。

(委員)

例えば、1カ月の基本給が最低賃金を割っていて、賞与を足すと最低賃金を超えるような場合が考えられるので、そこが少し気になったところである。

(委員)

ここにあるのは、工事の設計労務単価のことだと思う。

(委員)

最低賃金の考え方とは別ということであれば問題はない。

(委員長)

他に何か意見等はあるか。

(委員)

先程、工事毎の従業員数を書くところがありましたが、例えば、下請け業者で、他の現場で忙しいところがあれば、その日だけ応援に行くということがあるので、契約時に正確な人数を明確に書けないということになる。

(事務局)

従事者数の記入は難しいということで、意見をいただいた。

(委員)

公契約の締結時に、労働環境報告書を提出してもらおうとしたら、最低賃金を書くことの意味はわかるが、その他の項目というのは、一般的に、すべて「○」を付けると思うので、この報告書を出していただく意味というのはあまり感じられないと思っている。それであれば、契約時に、「法令に則った運用をします」というような誓約書1枚で足りるのではないかと思う。先程の話に戻るが、仮に、すべての工事に網をかけて、この報告書をチェックするとなると大変だが、私の意見としては、金額で切るのではなく、すべての工事又は委託に網をかける形で、代わりに、報告書については最も簡単なものにして、あとは誓約書を1枚提出するだけであれば足りると思っている。この労働環境報告書の一つ一つチェックする必要はなく、何か問題があった時にだけ、労働環境報告書を提出させて調査するという形で良いのかと思うし、単に「○」をつけて提出するのではあまり意味がないということである。

(委員)

他の自治体でやられているところも恐らく同じ感じだと思う。正直に「×」を付けてくるところはないと思う。報告書の内容がよく分からないという事業者も勿論いると思うが、そういった時に、例えば、市に確認して内容を聞き、そこで初めて知るということもあるし、注釈も入れるのか入れないのかもがあるが、そういったやり取りの中で、「法律ってこうなっているのか」という、そこに「気づくか」、「気づかないか」という違いがあると思う。「そうだったんだ」と気づくことで、「もしも、何かで見つかったらたらどうしよう」という気持ちにもなってもらえるので、一定の効果はあると思う。

今日、参考として、「日本工業経済新聞」の記事を持ってきているのであるが、全国で初めて社労士会の方で、「労働条件審査」という審査を行うという記事が載っていました。「全国で初めて」ということに驚いたのであるが、結局は、各自治体でチェックしているといっている、「何が違反で」、「これ本当に合っているの」というところまで、今までは一切やってこなかったということである。それが、「全国初で調査します」ということで、より踏み込んだ調査を行う、「労働条件審査」が始まったという記事を持ってきた。工事をやっている限りは、いずれは、こういった調査が出てくるかも知れないという意識を持って行っていただきたいと思っている。実際には、労働条件審査を行えるようになれば一番いいと思うが、そこまではまだ難しいのかと思っている。

(委員)

私のイメージでは、去年の検討会の資料で、新宿区の労働環境報告書が良いと思っている。新宿区の良いところは、根拠法令の記載があるという点である。そうすることで、「法律で決まっているなら、しっかりやらないといけない」という気持ちになると思うので、根拠法令を入れていただくといいと思う。

(委員)

書き方は色々あるが、最小限ということであれば、10項目程度が良いと思う。実際に指定管理の場合は、最初の時は、いろいろな項目を入れたのであるが、全部の項目はチェックしきれないということがあって、現在は、6ヶ所のチェックポイントを定めて、その部分だけは最低限チェックするというで行っている。

(委員長)

ある意味、しっかり行っているところは当然、「○」ばかりで、というところはあるが、条例の前提として、労働環境報告書などを労働者の方にも周知するということがある。仮に、報告した内容が違うということがあった場合に、労働者の方から申し出ができるというところが、この条例案の中では大きい部分だと思う。そこを発端として、指導をお願いし確認ができていくということもあり得ることももあるし、その公契約に従事している人たちの中で、雇用する側だけでなく、労働者側に対しても、何が労働環境として認められていなくて、何が求められているのかということを理解していただくことには資するのかというイメージがある。

(委員長)

その他に、意見等はあるか。

(各委員)

特になし。

(委員長)

今後の予定としてはどのようなになるか。

(事務局)

次回が5回目になるので、委員の皆様から意見を伺う機会は次回が最後になるという認識でいる。今日いただいた意見を含め、確認するという意味で来月に開催したいと思っている。また、労働環境報告書については、全て出した方がよいのではないかという意見をいただいた中で、例えば、業務委託に関しては、契約書と合わせて提出いただくことは可能かと考えるが、工事については、仮に、一つの業者が年間5本の契約を取ったとしても、1本目だけでよいのではないかという話もあったが、それぞれ工事内容が違うので、必ずしも下請けが全く同じということではないと思っている。例えば、Aという工事では、下請けの構成を5者で施工したとする。その3カ月後に、Bという工事では、下請けを10者で施工するというように、工事が別になると下請けのメンバーが変わるので、すべての工事で提出いただく必要があるのではないかと思っている。年間を通して行われる清掃などの委託とは少し違うという考え方なのかと思っている。現実的に、市内のすべての建設関係の業者さんが対応していただけるのかという不安もあるし、B案のチェックシートのような細かい内容であると、かなりの負担感が大きくなるのかと感じている。A案の最低賃金だけを書くということであれば、可能ではないかと思っている。

(委員)

報告書の提出するタイミングは着手前ということになるか。

(事務局)

具体的な運用については、他の自治体がどういった方法で行っているのかまでは調べきれていないが、賃金型の場合には、当初と3カ月毎に取りまとめて市へ提出しているが、理念型の場合は、毎月の賃金をチェックするような内容ではないので、タイミングとしたら、契約書を提出する段階で提出してもらおうとするのか、あるいは、工事であれば、契約直後だと下請け業者が決まっていないということも考えられるため、下請けが決まった段階で、その月の翌月に出してもらおうというように、何らかの一定のルールは必要だと思っている。

(委員)

報告書とは別に証明する書類(根拠となる書類)は付けるのか。

(事務局)

付けません。

(委員)

この報告書の書式だけであれば、下請けの方から徴収することもできるし、それを取りまとめて市に提出することもできると思う。

(事務局)

今回いただいた意見の中で、すべてを対象にできれば一番良いと思うが、業務委託においては、50万円未満の契約は、契約書を省略することができる規定としているため、報告書を単独で出してもらおうということになる。仮に、50万円以上の契約を対象にするとした場合は、必ず契約書を交わすので、同時に報告書を出していただくということであれば、それほど業者の負担には繋がることはないのかと思っている。

(委員長)

様々な意見を出していただいたが、再度、事務局の方で「現実的にどうなのか」というところを検討いただいて、委員の方々も、本日の資料を参考にさせていただき、何か意見等があれば、事務局の方に連絡していただければと思う。

(事務局)

意見があれば、次の機会を待たずに、1、2週間の間にいただければと思うので、よろしく願いたい。

(委員長)

その他、全体を通して何かあるか。

(各委員)

意見等なし。

(委員長)

本日の議事はこれで終了となる。

(事務局)

次回の委員会は、11月14日に予定しているが、この検討委員会で意見をいただく場としては、最終にできればと思っている。

(高野尾委員長)

それでは、次回は11月14日に開催したいと思うので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

以上で、令和4年度第4回松本市公契約条例検討委員会を閉会する。